

人事記録の記載事項等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令について

平成 26 年 2 月
総務省人事・恩給局

1. 概要

第 185 回国会にて成立した国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成 25 年法律第 78 号。以下「配偶者同行休業法」という。）の施行に伴い、人事院規則 26—0 が制定されたところである。

人事記録の記載事項等に関する政令（昭和 41 年政令第 11 号。以下「令」という。）第 2 条第 1 項第 4 号では、人事記録に記載しなければならない事項として、「勤務の記録に関する事項」が規定され、その具体的な「勤務の記録に関する事項」については、人事記録の記載事項等に関する内閣府令（昭和 41 年総理府令第 2 号。以下「府令」という。）第 1 条第 3 項において規定されている。

今般、配偶者同行休業法の施行に伴い、人事記録に記載しなければならない事項に加えるため、府令について必要な改正を行うものである。

2. 措置内容

勤務の記録に関する記載事項に「職員の配偶者同行休業」に係る異動の内容を含める必要があるため、人事院規則 26—0 第 12 条各号に掲げる場合を府令第 1 条第 3 項第 1 号に加える規定の整備を行う。

3. 今後の予定

公布日：平成 26 年 2 月 18 日

施行日：平成 26 年 2 月 21 日

注）本改正については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、同条第 1 項（意見公募）の規程は適用されないものである。